

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 31 日現在

機関番号：32686

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21730010

研究課題名（和文）英米の民事訴訟における裁判官による訴訟管理：エクイティー上の手続法理の研究

研究課題名（英文）Judicial discretion in Anglo-American Civil Procedure: Theory and Practice of Equitable Jurisdiction

研究代表者

溜箭 将之（TAMARUYA MASAYUKI）

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：70323623

研究成果の概要（和文）：英米の裁判官は、民事事件の訴訟管理において広範な裁量権を有する。裁量権とはその性質上無定形なものであるが、英米の裁判官による訴訟管理のありかたを比較対象すると、エクイティーの伝統に基づく共通の枠組の上に、対照的な実務が発展していることが分かる。こうした対比の社会的背景や国際的な意義も含め、7 件の論文、4 件の学会発表、2 件の書籍により、英文と和文にて成果を公表した。

研究成果の概要（英文）：Judicial discretion is by definition amorphous. This funded study analyzed the equitable jurisdiction of the Anglo-American judges in the context of case management in the resolution of civil matters. Although developed over the years on the common jurisdiction of English equity, the practices of discretionary case management in these two jurisdictions show some contrasting patterns. The analysis of those patterns have been published through eight articles, four presentation, and two books.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
2012 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：アメリカ・イギリス・裁判・手続法・エクイティー・比較法・訴訟管理・裁量

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 英米の民事訴訟の特徴は、裁判官の有する裁量的判断の広さにある。とりわけ 20 世紀を広くみると、英米の裁判所は、裁判管轄権の行使から証拠開示を含めた個々の事件での訴訟管理、差止命令、集団訴訟まで、幅広い分野で伝統的なエクイティーの権限を活用しつつ、柔軟な手続運営を強化してきた。

その実態については、裁量のもつ無定形性ゆえ、十分な検討を行うことがどうしても難しかった。

(2) 研究代表者は、2006 年度から 2008 年度に科学研究費（若手研究（B））の支援のもと、「裁判所における事実認定及び手続的判断に関する法制の日本と英米の比較研究」と題した研究調査を行っていた。そこでは、イギ

リスとアメリカが同じ英米法を代表する法域でありながら、相当程度に対照的な態度をとっている場面が少なくないことに気づきつつあったが、具体的にその全貌を明らかにすることは課題として残されていた。

(3) 代表研究者は、2008年からイギリスでの海外研究という機会を得たため、改めて裁判官による裁量権の行使を、現地でのフィールドワークを通じて探究することを試みることにした。すでにフィールドワークを行っていたアメリカの民事手続法に関する研究成果と対照する比較法の手法によっても、裁量権という無定型なものについての検討の枠組を抽出できると考えてのことである。

(4) 同時に、こうした研究成果を内外で、すなわち和文だけでなく英文でも世に問うてみたいという動機も存在した。

## 2. 研究の目的

(1) 英米の民事訴訟、それもその裁量にあたる部分を探求するにあたり、社会的・文化的背景に照らして分析を行うこと。

(2) (1)の目的のため、判例その他の文献を通じて法理論的検討を行うとともに、比較対象国の裁判の傍聴や裁判官インタビューなど実地調査を行うこと。

(3) (1)、(2)の研究成果を国内だけではなく、英語による海外への発信も重視すること。

## 3. 研究の方法

(1) 2008年8月から2010年7月まで、イギリスにおいて海外研究を行う機会を得たので、この環境を最大限に活用した研究を行った。受け入れ先のケンブリッジ大学において、法学部で民事訴訟法を講ずるニール・アンドリュース氏の助言を受けつつ、文献調査、資料収集を行い、研究及び成果の公表を行った。

(2) 基本的な研究手法は、比較法である。一般に英米法とまとめられるイギリスとアメリカは、共通の伝統を引く要素もあるが、同時に対照的な社会条件を反映して、異なる要素もある。イングランドとアメリカの民事手続を比較することによって、裁判官の裁量という不定型なものを分析し、その背後にある社会条件との関係を明らかにしようと試みた。

(3) 裁判官の手続的裁量を研究の主眼とするが、民事訴訟法に限定せず、国際民事訴訟や仲裁等の代替的紛争解決など、関係諸分野に広く関心をもつ。加えて、裁判手続といえども、最終的には実体的判断につながるものであることから、実体法との関係の検討も怠らないように心掛けた。

## 4. 研究成果

(1) 本科学研究費のもとでの研究の初期の成果は、イングランドにおける資産凍結差止命令の展開に関する研究である。イングランドでは、1970年まで、日本の仮差押にあたる保全手続が存在しなかった。ところが、イングランドの裁判所は1970年代以降、エクイティーの権限を拡張し、資産凍結差止命令と呼ばれる保全手続を判例法により発展させた。雑誌論文⑥⑦は、イギリス在外研究の前半の成果をそれぞれ英文と和文で公表したものである。そこでは、資産凍結差止命令の発生から現在までの展開を追うとともに、アメリカ連邦最高裁が1990年代に同様の差止命令を認めないという判断を下した経緯と対照させている。比較の中から、エクイティーによる法発展、裁判官による裁量権の行使が、イギリスでは専門的裁判官と上訴審裁判官との協働のなかで実現しているのに対し、アメリカにおいては、事実審裁判官による裁量行使の多様性、また実体法に対する影響ゆえに、政治的チェック・アンド・バランスにかかっていることを明らかにした。

(2) 多数当事者訴訟の訴訟管理についても、英米比較を行った。学会発表③はイギリス・ケンブリッジ大学での英文報告であり、これが自ら編者に加わった European Business Law Review の特集号の中で、雑誌③として公表が実現した。同じ英米法といっても、イングランドは多数当事者訴訟にきわめて謙抑的で、アメリカではクラス・アクションが広く用いられる。ただし、イングランドでは多数当事者訴訟の活用を広げてゆこうとする動きが徐々に見られつつあり、アメリカでは、クラス・アクションの濫用を抑制しようとする試みが続けられている。とはいえ、両国のアプローチの相違はまだ大きい。その違いが明らかに示されたのが、アメリカの証券訴訟クラス・アクションの管轄権をめぐる問題である。学会発表③では扱えなかったこの問題を、雑誌③ではより詳細に検討した。

(3) 在イギリス研究中の後半に力を入れたのが、英米民事手続法の総合的な比較である。訴訟管理、多数当事者訴訟、迅速な裁判手続、開示手続、と英米の民事訴訟の重要な側面を

取り上げて比較し、その全体像とその対照性を明らかにするとともに、そうした違いがどこから来るのかを考察した。いずれの論点においても、英米の裁判官は広範な裁量権を行使するが、その裁量権行使の実際はかなり特徴的である。イングランドでは、第一審裁判所が柔軟に裁量権を行使しながらも、統一性が取れ、予見可能性が高く、またその迅速性が強調される。ロンドンの商事法廷が手続改革をさきがる役を担っている。他方で、アメリカでは、各地の地方裁判所における裁量権の行使は、その地域の特性や裁判官の裁判哲学を反映し、きわめて多様である。また、新たな手続的工夫も、連邦議会や最高裁判所ではなく、各地の連邦や州レベルの裁判所のイニシアティブによることが多く、その個別性・分権性が際立っている。これは、英米の裁判所の国際的な位置づけとも関係しており、イングランドの裁判所は、国際的な契約関係（海商・保険その他）の訴訟において強みを持っており、迅速性と予見可能性は、そうした立場を維持することに貢献している。他方でアメリカの裁判所は、戦後の民事訴訟や裁判管轄に関する連邦最高裁の重要判例の多くが、不法行為（製造物責任を含む）であるように、全米各地の裁判所が、法廷地と関係のある不法行為関連の紛争について、広く域外の被告に対しても管轄権や法適用を及ぼしてゆくものであり、契約法を主体とするイングランド法とは対照的である。こうした分析は、学会発表④にて公表し、日本でも書籍のかたちで公表する作業を進めているが、残念ながら本研究費の期間中の公表は実現しなかった。

(4) 在イギリス研究中の調査研究にとり、ケンブリッジ大学のアンドリュース教授による支援は、極めて貴重だった。そして、2010年に日本に帰国した翌年の2011年には、本科研費により同教授の招聘が実現した。イングランドの訴訟手続に関する講演をいただいたほか、近時の代替的紛争解決の展開について、シンポジウムを開催することができた。またアンドリュース教授の来日に合わせ、同教授のイギリス民事訴訟法の入門書の翻訳作業を進めた結果、平成24年6月に法律文化社から『イギリスの民事訴訟手続』と題して出版することができた。翻訳作業を通じて広い視点からイギリスの民事訴訟を見渡せたのは本研究にとっても有益だった。そうした翻訳作業で得たものは、前記(3)末で公表に向けて執筆中の書籍にも大きく反映されている。

(5) これらの英米民事訴訟法の研究に加え、関連する分野における研究も進め、順調に成果を公表することができた。雑誌論文⑤は国

際仲裁についての研究であり、代替的紛争解決と裁判との関係、とりわけ国際的な事案における裁判所の機動的な対処に焦点を当てた。また、エクイティーとの関係では、実体面で、信託法の研究も進めている。学会発表②と雑誌論文③④では、英米において特に国際的な場面での紛争処理が重要な論点となっており、おのずから手続問題に焦点が当たる。いずれの分野でも、英米の裁判所はそれぞれ機敏な対応を示しており、その際に裁判所の裁量的権限が重要な役割を果たす。同時に、具体的な裁量権の行使に英米それぞれの特徴も現れてきている。また証券訴訟クラス・アクションについての既述研究から発展させた雑誌論文①②では、民事の損害論を契約・不法行為・証券法を広く俯瞰した検討を行った。こうした研究が中核となる民事手続法の研究に有益なフィードバックをもたらしたと考えている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ① 溜箭将之、証券流通市場と民事責任(下)、NBL、査読無、996号、2013、55-66
- ② 溜箭将之、証券流通市場と民事責任(上)、NBL、査読無、995号、2013、27-38.
- ③ 溜箭将之、イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と、立教法学、査読無、84号、2012、200-180
- ④ 溜箭将之、イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と、信託法研究、査読無、36号、2011、79-90
- ⑤ 溜箭将之、Jivraj v Hashwani [2011] UKSC 40 仲裁人の選任と雇用平等法制、JCA ジャーナル、査読無、653号、2011、18-39
- ⑥ 溜箭将之、債務者財産凍結のための差止命令(マレヴァ・インジャンクション)の英米比較——裁判官の権力と法の生成に関する一考察、立教法学、査読無、83号、2011、251-220
- ⑦ Masayuki Tamaruya, Anglo-American Perspective on Freezing Injunction, Civil Justice Quarterly, 査読有、vol. 29, 2010, 350-369

[学会発表] (計4件)

- ① 溜箭将之、英米法との比較から見た損害論、損害賠償請求訴訟の最先端を考える会、2012年10月15日、東京地方裁判所
- ② 溜箭将之、イギリス信託法を支えるもの：国内の改革と国際的変革と、信託法学会、

2011年6月11日、近畿大学

③ Masayuki Tamaruya, A Tale of Two Cities: How would a hypothetical securities class action fare in London and in New York?, Cambridge University Clare College Symposium on Contractual Relations and Dispute Resolution, 2010年5月21日、ケンブリッジ大学クレア・カレッジ (イギリス)

④ Masayuki Tamaruya, Patterns of Anglo-American Civil Procedure Reform, Cambridge University Comparative Law Discussion Group, 2010年5月21日、ケンブリッジ大学法学部 (イギリス)

[図書] (計2件)

① ニール・アンドリュース・溜箭将之訳、法律文化社、イギリス民事手続法制、2012、404

② Mads Andenas, Neil H. Andrews and Masayuki Tamaruya (eds.), Wolters Kluwer, The Procedural Dimension of Contractual Disputes, 2012, 91-106

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

溜箭 将之 (TAMARUYA MASAYUKI)

立教大学・法学部・准教授

研究者番号：70323023